

宮崎市佐土原地域福祉センターの指定管理者候補者の選定について

宮崎市佐土原地域福祉センターの指定管理者については、次のとおり候補となる団体を選定しました。

なお、選定された団体を指定管理者とする議案が、平成 27 年 12 月議会で可決された場合には、同団体が指定管理者として、本施設の管理運営にあたることとなります。

1. 指定管理者候補者の概要

- | | |
|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 団体等の名称 | 社会福祉法人 宮崎市社会福祉協議会 |
| (2) 代表者名 | 会長 厚地 安 |
| (3) 主たる事務所の所在地 | 宮崎市花山手東 3 丁目 2 5 番地 2 |
| (4) 設立年月日 | 昭和 41 年 11 月 10 日 |
| (5) 設立目的 | 宮崎市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。 |
| (6) 事業概要 | <ol style="list-style-type: none">1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成4 1 から 3 のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業5 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡6 共同募金事業への協力7 障害者総合支援法に基づく居宅介護及び同行援護事業の経営並びに地域生活支援事業における外出介護事業の経営8 児童福祉法に基づく児童発達支援事業の経営9 障害者総合支援法に基づく指定相談支援事業の経営10 障害者総合支援法に基づく基幹相談支援・虐待防止センター事業の受託運営11 障害者総合支援法に基づく生活介護事業の経営12 児童クラブの受託運営13 障害者生活支援事業の受託運営14 福祉サービス利用援助事業の受託運営15 生活福祉資金貸付事業の受託運営16 その他この法人の目的達成のため必要な事業17 成年後見制度に関する事業 |

公益を目的とする次の事業を行う。

- 1 宮崎市心身障害者福祉会館の設置経営
- 2 宮崎市佐土原社会福祉センターの設置経営
- 3 宮崎市佐土原ふれあいセンターの設置経営
- 4 総合福祉保健センター等の管理業務
- 5 介護保険法に基づく訪問介護事業
- 6 介護保険法に基づく通所介護事業
- 7 介護保険法に基づく居宅介護支援事業
- 8 介護保険法に基づく地域包括支援センター事業
- 9 介護保険法に基づく介護予防支援事業
- 10 介護保険法に基づく介護認定調査事業
- 11 訪問給食事業
- 12 ボランティアセンター事業
- 13 障害者福祉バス事業
- 14 巡回バス事業
- 15 重度身体障害者移動支援事業
- 16 住民参加型福祉サービス事業
- 17 ふれあいサロン事業
- 18 地域ふれあい会食事業
- 19 総合福祉相談事業
- 20 たすけあい資金貸付事業
- 21 権利擁護事業

(7) 基本金又は基本財産

5,000 千円

(8) 従業員数

従業員 656 人

2. 指定期間（予定）

平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

3. 施設及び業務の概要

(1) 施設概要

① 施設名

宮崎市佐土原地域福祉センター

② 所在地

宮崎市佐土原町東上那珂 12948 番地 1

③ 施設規模等

敷地面積 21,614.76 平方メートル

延床面積 2,162.58 平方メートル

(2) 業務概要

① 高齢者の福祉の増進に関すること。

② 障がい者（障がいのある児童を含む。）の福祉の増進に関すること。

- ③母子家庭、父子家庭及び父母のいない児童の福祉の増進に関すること。
- ④施設の提供に関すること。
- ⑤住民の福祉活動の推進に関すること。
- ⑥佐土原地域福祉センターの利用許可に関すること。
- ⑦佐土原地域福祉センターの利用に係る料金に関する業務
- ⑧佐土原地域福祉センターの施設、附属設備及び備品の維持管理に関すること。
- ⑨前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務。

(3) 現在の管理方法

指定管理者 社会福祉法人 宮崎市社会福祉協議会
(平成 23 年 1 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで)

4. 事業計画の概要

(1) 管理運営にあたっての基本方針

・基本方針

- ①誰もが気軽に利用しやすい施設環境を創造する。
- ②ボランティア活動等地域での「支えあう心」を支援する。
- ③健康と生きがいのある生活環境を構築する。
- ④身近な福祉の情報を発信する。

(2) 施設の設置目的を最も効果的に達成する事業計画

・利用者サービスの向上に関する取組

- ①清潔感あふれる空間の創造に努める。
- ②作品展示コーナーの設置など開放感にあふれた環境づくりに努める。
- ③台風等の災害時には市と協議のうえ、災害支援品の提供等を行う。

・利用者増への取組

- ①週 2 回、巡回バスを運行し利用者の増に努める。
- ②社会資源の活用、交流の場の活動拠点として、ロビーの有効活用、ボランティア団体等と連携した施設開放、ニーズに合った企画内容の提供、親子、こども、高齢者等のふれあい交流の場として多目的な利用を図り、三世代交流事業の推進に繋がる環境を提供する。
- ③地域との連携として、事業を行う上で自治会や民生委員及び福祉団体と協力しながら、市民の目線で事業の展開を図る。また、園児や児童、ボランティア団体の施設見学や慰問の受入、社会貢献の観点から職場体験や実習等の受入を積極的に行う。
- ④相談事業として、相談員、相談室を設置し相談しやすい環境の提供、月 1 回の弁護士相談の実施。
貸付事業、介護保険事業、地域包括支援センター等の業務を行うなど専門職種職員を多数擁しており、連携を図ることで福祉関係相談での適切な対応を行う。
- ⑤広報活動として、広報紙「社協だより」やホームページへの掲載による情報提供を行う。
また、施設のパフレットを作成し、来館者への説明を行う。
- ⑥巡回バスの運行にあたっては、地域住民の意見を参考に、柔軟な対応に努める。

・施設の設置目的の理解と課題の認識

- ①施設を「生きがいづくり、健康づくり、支えあう人づくり」の拠点ととらえ、社会福

祉団体等と連携・協力しながら様々なイベントの開催を図り、多種多様化する福祉ニーズに対応できる支援体制の構築に努める。

・設置目的に沿って施設の効用を最大限に発揮できる提案

①社会福祉協議会会費、寄付金、共同募金配分金、介護保険事業収益等から財源を確保するとともに、市委託事業を積極的に受託することにより、各種事業の展開を図る。

(3)施設の管理に係る経費の縮減

- ・管理業務の効率化
- ・節電、節水、燃料の節減に努める。

(4)事業計画を確実に実施するための管理運営能力

- ・過不足ない人員の配置
- ・内部研修会の実施、外部研修会への参加
- ・地域、関係機関、ボランティア団体、福祉団体との連携
- ・地域への周知及びニーズ把握

(5)安全管理に対する対応

- ・一般利用者や高齢者及び障がい者を含めた防災避難訓練の実施し、防災体制を組織している。
- ・不審人物、設備事故、その他利用者の安全確保への対応を行う。

(6)雇用に対する基本的な考え方

- ・適正な労働条件の下、適材適所の職員配置に努める。

(7)環境保護及び障がい者雇用等

- ・環境に配慮した施設管理
省エネ対策実施、ごみの減量、ごみの分別徹底。
- ・障がい者の就労支援
障がい者総合サポートセンターさどわら（障がい者総合サポートセンターのサテライト）を施設内に設置し、佐土原地域の障がい者の就労支援、各種相談に応じている。

※ 上記の事業計画は、あくまで指定管理者候補者から選定に当たり示された内容であり、実際に行う事業の計画は、指定後に市と当該団体との間で協議の上、決定します。

5. 収支計画の概要

■収入

(単位:千円)

項目	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	5ヵ年合計
指定管理料	15,400	15,400	15,400	15,400	15,400	77,000
利用料金	10	10	10	10	10	50
収入合計	15,410	15,410	15,410	15,410	15,410	77,050

■支出

(単位:千円)

項目	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	5ヵ年合計
人件費	3,671	3,673	3,673	3,673	3,673	18,363
光熱水費	5,431	5,431	5,431	5,431	5,431	27,155
需用費	210	210	210	210	210	1,050
役務費	1,658	1,656	1,656	1,656	1,656	8,282
委託料	2,883	2,883	2,883	2,883	2,883	14,415
その他	1,557	1,557	1,557	1,557	1,557	7,785
支出合計	15,410	15,410	15,410	15,410	15,410	77,050

- ・指定管理料の削減（平成26年度実績比 ▲890千円（約5%）削減）

※ 上記の収支計画は、あくまで指定管理者候補者から選定に当たり示された内容であり、最終的な収支計画（指定管理料を含む。）は、指定後に市と当該団体との間で協議の上、決定します。

※ 4、5について、概要として記載する場合は、「6(3)イ 審査結果一覧」の内容が分かるように計画内容を記載すること。

6. 選定結果の概要

(1) 応募の概況

① 応募団体（非公募）

応募団体名 社会福祉法人 宮崎市社会福祉協議会

- ・本施設は、障がい者、高齢者、父子家庭、母子家庭等の福祉の増進、市民の福祉活動の拠点施設であること。
- ・第四次宮崎市総合計画及び第三次宮崎市地域福祉計画を推進するうえでの中核的役割を担う施設であること。
- ・施設の特性に応じた専門性ととも、一定の組織力及び各種社会福祉関係団体との調整能力のほか、利用者に信頼感や安心感を与えられる能力を有した指定管理者が適任であること。
- ・市社会福祉協議会策定の「第5次宮崎市地域福祉活動計画」と、市策定の「第三次宮崎市地域福祉計画」は、それぞれの計画が連携・補完する関係にあり、市の福祉施策の中核を担う団体であること。
- ・福祉・医療・教育などの関係機関との連携にも優れていること。

以上のことを勘案し、6月に開催された第1回選定委員会にて、非公募による選定が承認され、非公募にて選定を行った。

② 応募日程

- ・第1回選定委員会 平成27年6月22日
- ・要項及び申請書類様式の配布 平成27年7月24日
- ・応募の受付日 平成27年8月26日

- ・書類審査等 平成27年8月27日～10月9日
- ・第2回選定委員会（ヒアリング）平成27年10月14日

(2) 福祉部指定管理者候補者選定委員会 高齢者福祉部会

役職等	
会長	介護保険課長
副会長	社会福祉課長
委員	宮崎市老人クラブ連合会 役員
〃	宮崎市民生委員児童委員協議会 役員
〃	宮崎市自治会連合会 役員
〃	商業労政課長

(3) 選定の概況

ア 選定理由

福祉部指定管理者候補者選定委員会 高齢者福祉部会において、申請者からの申請書類及びヒアリング・質疑応答をもとに、「宮崎市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例」第4条の規定を準用するほか、宮崎市佐土原地域福祉センターの性質に応じて定めた次の基準により、総合的に審査を行った。

- ①事業計画書に基づく当該施設の運営が市民の平等な利用を確保するものであること。
- ②事業計画書の内容が当該施設の設置目的を最も効果的に達成するものであること。
- ③事業計画書の内容が当該施設の管理に係る経費の縮減を図るものであること。
- ④事業計画書に沿った管理を安定して行うための十分な能力を有しているものであること。
- ⑤施設の安全管理に対する対応が整っていること。
- ⑥労働福祉の状況が適正であること。
- ⑦環境保護及び障がい者雇用等に取り組んだ経営を行っていること。

その結果、施設の設置目的を理解し、上記項目の基準以上の結果と判断した。

また、指定期間中の安定的な運営を行えるだけの財務基盤を持つなどの理由から、当該団体を指定管理者候補者に選定した。

イ 審査結果一覧

審査項目	満点 (160点×6人)	最低基準点	候補者 社会福祉法人 宮崎市社会福祉協議会
1 市民の平等な使(利)用を確保できる計画となっているか	180点		135点
2 施設の設置目的を最も効果的に達成する事業計画となっているか	240点	96点 (満点×40%)	184点
3 施設の管理に係る経費の削減を図る計画となっているか	120点		84点
4 事業計画を着実に実施する管理運営能力を有しているか	180点		137点
5 安全管理に対する対応が整っているか	120点		91点
6 労働福祉の状況が適切であるか	60点		44点
7 環境保護及び障がい者雇用等に取り組んでいるか	60点		48点
合計得点	960点	576点 (満点×60%)	723点 (選定)

※配点合計960点のうち576点以上(6割以上)、かつ、重要基準2、240点のうち96点以上(4割以上)の得点があったので、指定管理者候補者として適格と判定した。